# 国民健康保険税のお知らせ

#### ○課税限度額の改正

令和4年度から医療給付費分および後期高齢者支援金分の課税限度額を次のとおり改正しました。

### 令和4年度国民健康保険税の税率および課税限度額

区分	医療給付費分保険税 (75 歳未満の方全員)	後期高齢者支援金分保険税 (75 歳未満の方全員)	介護納付金分保険税 (40歳以上~65歳未満の方)		
所得割	5.6%	1.7%	1.0%		
資産割	8%	12%	2%		
均等割 (個人割)	1 人当たり 年間 29,000 円	1 人当たり 年間 4,000 円	1 人当たり 年間 7,000 円		
平等割 (世帯割)	1 世帯当たり 年間 26,000 円	1 世帯当たり 年間 3,000 円	1 世帯当たり 年間 4,000 円		
課税限度額	650,000 円	200,000 円	170,000 円		

#### ○軽減基準

個人所得課税の見直しに伴い、低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割、平等割の7割・ 5割・2割軽減の基準は次のとおりです。

軽減割合	前年中の世帯所得が次の金額以下の世帯	
7割軽減	所得金額が <u>43 万円+ 10 万円× (給与所得者などの数- 1) 以下</u>	
5割軽減	所得金額が 43 万円 + 28 万 5,000 円× (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円× (給与所得者などの数 - 1) 以下	
2割軽減	所得金額が 43 万円+ 52 万円× (国保加入者数+特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下	

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、 その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方です。(世帯主の異動があった場合やその世帯 の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)

### ○子育て世帯の軽減

令和4年度から子育て世帯の負担軽減を図るため、国保に加入している未就学(小学校入学前) 児に係る均等割額が5割軽減されます。

### 未就学児1人当たりの均等割額

区分	変更前	変更後
医療給付費分保険税	29,000 円	14,500 円
後期高齢者支援金分保険税	4,000 円	2,000 円

※令和4年度は平成28年4月2日以降に生まれた方が対象です。

### ○国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった方、そのほか特別な事由がある方が、国民健康保険税 を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度がありま す。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係(☎47-2193 役場1階窓口1番)

# 第64回水道週間 6月1日(水)~7日(火)

# 今年のスローガン「大切な 水と一緒に 暮らす日々」

「水道週間」は、水道について広く国民の皆さんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、1959 年(昭和 34 年)に厚生省(現厚生労働省)が制定しました。

## 給水装置はあなたの財産です

公道内に埋設してある配水管から分かれて、家庭まで引き込まれた給水管と、これに直結して取り付けられた水道メーターや蛇口などの給水用具をまとめて「給水装置」といいますが、メーターボックス内にある水道メーターおよび止水栓を除いた給水装置は所有者の財産です。



## 給水装置の管理

#### ○給水装置工事費の負担

町が管理する配水管から分岐して給水している給水装置については、水道使用者が負担して設置 した施設であり、維持管理についても水道使用者が行うこととなっています。

ただし、公道部分の給水装置の維持管理については、一般交通で道路上を通過する車両の影響を受け、老朽化が早く進行することや水道使用者による管理が困難である一方で、漏水による路面陥没などは重大な事故の発生につながることなどから、公道敷地内の舗装部分の維持管理については町負担で行っています。

### ○給水装置工事費の町負担範囲

- ①メーターの故障、破損による取り替えおよびメーター・止水栓継手より漏水した場合
- ②止水栓の開閉時における弁管の探索および止水栓継手より漏水した場合
- ③給水装置の簡易な漏水調査をする場合
- ④不明残管が漏水した場合
- ○上記以外の給水装置の修繕などは使用者の負担となり、修繕工事において、漏水、異常などの原因が明らかな場合は、その原因者がこれにかかる費用を負担することになります

給水装置および給水設備は皆さんの所有物です。日ごろから十分な維持管理を心掛けてください。

今後も「蛇口をひねれば、いつでも、安全・安心な水道水が使える」ように努めていきますが、皆さんも「水道週間」を機会に、水道への理解と関心を深め、限りある水を大切に利用されるようお願いします。また、水道事業は皆さんの水道料金を財源として運営されていますので、納期限内納付にご協力ください。(納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください)



■問合せ 上下水道課(**☎** 47-2118 役場 1 階 窓口 5 番)